

令和6年 7月 30日

町民の皆さまへ

安八町役場 福祉課

「令和6年度定額減税調整給付金」のお知らせ について

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族に対し、1人につき4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」が行われます。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を調整給付金として支給します。

○対象者 以下の2つの要件をいずれも満たす方が対象となります。

1. 令和6年分所得税が課税される見込みの方、または、安八町から令和6年度個人住民税所得割が課税されている方
2. 定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※また、本給付金は世帯単位ではなく、納税義務者(個人)への給付となります。

○申請期間 令和6年10月31日(木)まで

○申請方法 確認書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。
書き方については裏面の記入例をご覧ください。

※窓口申請による混雑防止のため、郵送での申請にご協力ください。

給付金制度を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」などには、十分ご注意ください！

問い合わせ先 ☎0584-64-7104

安八町役場 福祉課 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

記入例

支給対象の確認・記入

- 支給額および支給対象人数等を確認してください。

※基準日時点で入手可能な令和5年度所得等を基に推計額を算出し、支給額を計算しています。

- 支給額等に間違いが無い場合は、氏名と確認日、電話番号を記入してください。

令和6年度定額減税調整給付金支給確認書

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げて算出した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年10月31日（郵送必着）までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座
支給日	確認書を受領した日から3週間程度要します。（順次支給予定）
支給口座	
支給額	40,000円

※支給口座が空欄の場合は、「(2) 給付金の振込先口座の変更等」をご確認ください。

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

※「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。（ただし、国外居住者を除く。）

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分 推計所得税額	控除不足額 (①) (<0の場合は0)	
	30,000円	-	1,800円	= 28,200円
住民税所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分住民税所得割額	控除不足額 (②) (<0の場合は0)	
	10,000円	-	7,500円	= 2,500円
調整給付金	所得税分の控除不足額 (①)	住民税所得割分の控除不足額 (②)	控除不足額 計 (③)	調整給付金支給額 (③を1万円単位に切り上げ)
	28,200円	+	2,500円	= 30,700円 ⇒ 4万円

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に他市区町村に転出される方又は転出された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることのあるため、写し(コピー)を取って大切に保管ください。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等）の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

上記記載内容に異議ありません。

※確認内容に事実確認があり、過大な給付又は給付対象外となった場合は、給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の確認をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
----	-----	----	---	---	---	---------

(2) 給付金の振込先口座の変更等

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、下記のチェック欄(□)にレを入れた上で口座を記入ください。

□ 上記口座に代えて（又は上記口座が空欄の場合）、下記の口座への振込みを希望します。
(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	(フリガナ) 口座名義 ※通帳の表記に合わせてください。
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信連 信連	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。	通帳番号(右詰めでご記入ください。)		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1	0		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、安八町役場福祉課 (0584-64-7104) までお問い合わせください。

振込口座を変更される場合

- 下記の2点の書類が必要となります。(1)(2)を裏面に添付してください。

(1)本人(振込口座名義人)確認書類の写し(コピー)

(2)口座確認書類の写し(コピー)

※振込口座を変更しない場合は必要ありません。

提出される前にもう一度ご確認ください！

□確認書に記入漏れはありませんか？

□必要書類は同封されていますか？(要確認)

令和6年度定額減税調整給付金のご案内

受給には手続きが必要です

給付金の対象者

以下の2つの要件をいずれも満たす方が対象です。

1. 令和6年分所得税が課税される見込みの方、または、安八町から令和6年度個人住民税所得割が課税されている方
2. 定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）方

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以上である方は対象外となります。

給付額（減税額） ※減税しきれない額

給付額（減税額）
4万円

所得税（3万円） +
個人住民税（1万円）

対象者は、納税者（本人）及び配偶者を含めた扶養親族

給付金支給額（計算式）

（1）所得税分控除不足額

定額減税可能額
3万円×(本人+扶養親族数)

令和6年分推計所得税額(減税前)
= 令和5年分所得税額(実績) ※

= (1) 所得税分控除不足額

（2）住民税分控除不足額

定額減税可能額
1万円×(本人+扶養親族数)

令和6年度分
個人住民税額(減税前)

= (2) 住民税分控除不足額

調整給付額

(1) 所得税分控除不足額

+ (2) 住民税分控除不足額

= 調整給付額
(1万円単位で「切り上げて」算出)

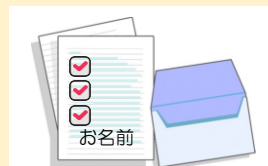
※「令和6年分推計所得税額（減税前）」は、基準日における令和5年度所得等を基にし、国の「算定ツール」にて算出した推計額となります。令和6年分所得税額が確定した際に給付金額に不足が生じた場合は、不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

給付金の支給手続き

- 対象となる方には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②減税給付金の支給額・対象者数に誤りがないか



- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

※口座に自動的に振り込まれることはありません。

給付金の支給時期

町が確認書を受理した日から3週間後が目安です。

申請期限

令和6年10月31日（木）（必着）

**※申請期限を過ぎた場合は、給付金を受け取ることができません。
申請期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。**

減税給付金等に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

安八町役場 福祉課
「令和6年度価格高騰臨時対策支援給付金」窓口



0584-64-7104

受付時間 平日8:30~17:15（土日祝を除く）

